

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月11日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html</a>

執行機関名 福井県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	二十歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)またはその被扶養者(二十歳未満の者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)別表第1の7の項 二十歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)またはその被扶養者(二十歳未満の者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	1 ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要であるが、ひとり親家庭の親または児童の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親または児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親または児童の学び直しを支援することを目的として給付金を支給することについて、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		福井県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱